

2011年3月25日

内閣総理大臣 菅 直人 様
厚生労働大臣 細川 律夫 様

全国保険医団体連合会
会長 住江 憲勇

チラージン S の緊急輸入・海外支援要請の再度のお願い

前略 被災者医療確保に対するご尽力に敬意を表します。

さて、甲状腺機能低下症などを適応とする「チラージン S」につきましては、福島県いわき市の「いわき工場」が被害を受け、供給の目処がたっていないことから、保団連では3月16日に「チラージン S の緊急輸入・海外支援要請のお願い」をしたところです。

その後、チラージン S については、4月中旬には「いわき工場」が再開する見通しであり、委託生産の検討も行われ、代替医薬品のサンドについて、増産や海外からの輸入なども検討されていると聞いています。

しかし、現在での流通在庫は0.6ヶ月程度しかないと聞きます。これは全国平均であり、すでに在庫がない病院や薬局も少なくありません。当会にも患者さんや家族から「チラージン S の処方を受けられなくて困っている」とのご意見が連日寄せられています。

この医薬品の半減期は7～10日程度のため、早期に供給に関する代替措置をとらない限り、服用者30万人の国内の患者の命が確実に危険にさらされます。

こうしたことから、チラージン S につきまして、あらためて下記の点につきまして要請いたします。

早急な解決をお願いいたします。

記

- 一 チラージン S に関し、供給再開までの緊急措置として、関税や薬事承認などの緩和など超法規的措置を行い、海外からの緊急輸入と海外への支援要請を行うこと。
- 一 チラージン S の供給状況の見通しと対策について、早急に医療機関、薬局、患者さんに厚生労働省が責任をもって知らせること。
- 一 他の医薬品についても供給状況を確認し、必要な治療薬が確保できるよう、政府として対策をとること。

以上